



2025 年 8 月 8 日

各 位

会社名 月島ホールディングス株式会社
代表者 代表取締役社長 川崎 淳
コード番号 6332（東証プライム市場）
問合せ先 総務部長 吉川 敦士
電話 03-5560-6511

当社グループ従業員に対する業績連動型株式付与制度に基づく 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2023 年 5 月 12 日開催の取締役会において、当社及び当社の連結子会社（以下、当社の連結子会社を「当社グループ会社」といいます。）の幹部従業員である職制管理職（次長クラス以上、以下「対象従業員」といいます。）を対象とする業績連動型株式付与制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しましたが、本日開催の取締役会において、本制度に基づき、下記のとおり、対象従業員を割当予定先として、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 9 月 4 日
(2) 処 分 す る 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 57,097 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 2,395 円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	136,747,315 円
(5) 処 分 予 定 先	当社の従業員 13 名 5,647 株 当社グループ会社の従業員 111 名 51,450 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023 年 5 月 12 日付のプレスリリース「当社グループ従業員に対する業績連動型株式付与制度の導入に関するお知らせ」のとおり、2023 年 5 月 12 日開催の取締役会において、対象従業員を対象として、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めつつ、中長期的かつ継続的な勤務への意欲を増進させることを目的として、本制度を導入することを決議しました。本制度は、対象従業員に対して、2024 年 3 月期（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）を開始事業年度とする中期経営計画（以下「本中期経営計画」といいます。）達成への動機付けを強めるだけでなく、株価の変動による利益及びリスクを株主の皆様と共有することを目的としております。本制度は本中期経営計画の基本方針である「サステナビリティ経営の推進」の従業員エンゲージメント向上策の一つとして導入したものです。

なお、本制度は本中期経営計画に係る計画期間（2024 年 3 月期から 2027 年 3 月期）のうち、2023 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの 2 年間（以下「評価対象期間①」といいます。）及び 2023 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの 4 年間（以下「評価対象期間②」といい、評価対象期間①と合わせて以下「評価対象期間」といいます。）を対象として、「所属グループ会社」、「職位」及び「中期経営計画の業績達成度」に応じた数の当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を、評価対象期間①の満了後及び評価対象期間②の満了後にそれぞれ交付する制度であり、今般、評価対象期間①の業績数値が確定したため、

本制度に基づき、処分予定先である対象従業員に対して当社株式合計 57,097 株を交付することといたしました。

3. 本制度の概要等

(1) 本制度の概要

本制度は評価対象期間を対象として、「所属グループ会社」、「職位」及び「中期経営計画の業績達成度」に応じた数の当社株式を、評価対象期間①の満了後及び評価対象期間②の満了後にそれぞれ交付する制度です。

(2) 本制度の対象者

対象従業員は、評価対象期間の間、当社及び当社グループ会社に在籍している職制管理職（次長クラス以上）の者とし、一定の非違行為があった者でないこと等の所定の要件を満たしていることを条件に、当社株式の交付を受けるものとします。

(3) 評価対象期間

本中期経営計画に係る計画期間のうち、評価対象期間①として、2023 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの 2 年間、及び評価対象期間②として、2023 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの 4 年間とします。

(4) 対象従業員に付与される株式

評価対象期間①の満了後及び評価対象期間②の満了後に、それぞれの期間における「所属グループ会社」、「職位」及び「中期経営計画の業績達成度」に応じて、対象従業員に対して、当社株式が交付されます（注）。

（注）株式分割・株式併合等の交付される当社株式数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合は、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

(5) 対象従業員に交付される当社株式の上限

本制度により対象従業員に交付を約する当社株式の上限株数は、16 万株とします。ただし、株式分割・株式併合等の交付する当社株式数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

(6) 当社株式の交付方法及び時期

当社及び当社グループ会社は、評価対象期間①の満了後及び評価対象期間②の満了後にそれぞれ取締役会決議を行い、①所属する対象従業員に金銭債権を支給し、②当該金銭債権の全部の現物出資と引換えに、新株発行又は自己株式処分によって当社株式を交付します。

なお、本制度により発行又は処分される当社株式の 1 株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象従業員に特に有利にならない範囲において取締役会において決定いたします。

(7) 評価対象期間中に退職した場合等

対象従業員が評価対象期間中に正当な理由により職制管理職（次長クラス以上）の職位をいずれも喪失した等対象従業員につき一定の異動が生じた場合は、当該異動日までの期間に基づき当社株式の交付を行います。ただし、対象従業員が自己都合により職制管理職（次長クラス以上）の職位をいずれも喪失した場合は、対象従業員の地位を喪失するものとします。

また、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会で承認された場合は、当該組織再編等の承認日までの期間を踏まえて合理的に定める額の金銭を支給します。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき当社又は当社グループ会社から対象従業員に支給された金銭債権を出資財産として、現物出資の方法により行われるものです。払込金額につきましては、恣意性を排除した金額とするため、2025年8月7日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値である2,395円としております。これは、当該取締役会決議日直前の市場株価であり、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、かつ対象従業員にとって特に有利な金額には該当しないものと考えております。

5. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上